

令和3年度

南三陸町議会会議録

9月会議	9月7日	開	会
	9月22日	散	会

南三陸町議会

令和3年9月13日（月曜日）

令和3年度南三陸町議会9月会議会議録

（第5日目）

令和3年9月13日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼会計課長	三 浦 浩 君
総 務 課 長	及 川 明 君
企 画 課 長	佐 藤 宏 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 晶 子 君
環 境 対 策 課 長	糟 谷 克 吉 君
農 林 水 産 課 長	大 森 隆 市 君
商 工 観 光 課 長	千 葉 啓 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
上下水道事業所長	阿 部 明 広 君
歌津総合支所長	三 浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤 正 博 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	高 橋 伸 彦

議事日程 第5号

令和3年9月13日（月曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に係る専決処
分の報告について
- 第 4 議案第24号 工事請負契約の締結について

- 第 5 議案第 25 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 6 議案第 26 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 7 議案第 27 号 財産の取得について
 - 第 8 議案第 28 号 字の区域の変更について
 - 第 9 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 第 10 同意第 11 号 教育委員会委員の任命について
 - 第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 第 12 議案第 30 号 令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 13 議案第 31 号 令和 3 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 14 議案第 32 号 令和 3 年度南三陸町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 15 議案第 33 号 令和 3 年度南三陸町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 16 報告第 6 号 令和 2 年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
 - 第 17 報告第 7 号 令和 2 年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日、5日目の議会になります。本日から議案の審査に入ります。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番星喜美男君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましてはお手元に配付したとおりであります。

なお、本日の議事日程上、議案の上程が午後となる可能性が高いと思われる議案に関する説明員については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、現時点での議場出席は控えていただくよう、当局に要請したところであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 報告第5号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に係る 専決処分の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第3、報告第5号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました報告第5号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、デジタル庁設置法等による関係法令の改正に対応すべく、地方自治法第180条第1

項の規定により専決処分を行った南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、報告第5号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について細部説明をいたします。

本改正に当たりましては、今年3月会議で決定されました地方自治法第180条第1項の規定による、町長の専決処分指定事項であります法令の改廃に伴う関係条例の引用条項等の整理に当たることから、専決処分を行ったものでございます。

具体の改正内容につきましては、議案関係参考資料の6ページを御覧いただければと思います。

今回の改正につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されることに伴い、いわゆる番号法が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたほか、番号法の第19条各号部分の繰下がりに伴う改正の内容となっております。改正条例は、法律の施行と併せまして令和3年9月1日施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって報告第5号の件を終わります。

日程第4 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度牧田地区外7地区仮置土整地工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の

議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第24号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書10ページをお開きください。

契約の目的、令和3年度牧田地区外7地区仮置土整地工事でございます。

契約の方法、制限付一般競争入札でございます。

契約金額、2億7,940万円でございます。

契約の相手方、山庄・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料の9ページをお開きください。こちらに工事の概要を掲載させていただいております。

工事の場所でございます。歌津字牧田地内ほかでございます。

工事の概要でございます。牧田地区、中山地区、長柴地区、西田地区、蛇王地区、阿曾地区、松井田地区、長須賀地区のそれぞれの仮置き土砂を撤去、運搬いたしまして、お借りをしている地権者の方々にお返しをするという内容でございます。

掘削工、土砂5万8,800立米、同じく掘削土、岩塊4,200立米、運搬工6万1,300立米、客土1万7,000立米、整地工6万8,700平米でございます。

あとは入札の内容については記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、議案関係参考資料10ページをお開きください。

まず、凡例といたしまして土砂の搬出箇所につきましては、赤丸で表記をさせていただいております。搬入場所につきましては青丸でございます。緑丸につきましては、当該地で仮置き土の整地のための箇所を示させていただいております。

11ページには工事請負契約書の添付をさせていただいております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって、この資料の中のただいま課長が説明した内容なんですけれども、運搬工が6万

1,000立米あるということなんですけれども、これは掘削工と土砂と岩塊、これを合わせてこうなるのかなと思いますけれども、この説明資料を見ますと、今工事している伊里前のハマーレ歌津の南側に入れるのと館浜に運ぶのがあります。この6万1,300立米は、館浜と伊里前の今工事をやっている、来年の3月までやる南側の工事にほぼほぼ間に合うのか、残るのか。その辺お伺いいたします。

そして、先ほどの説明ですと整地工だけというのも戸倉にあるみたいなんですけれども、このものによってというと、土砂とか掘削工、岩塊とかとそういうものの単価が違うと思いますけれども、分かっている範囲で立米幾らなのかということをお伺いいたします。おおよそでいいです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 掘削土量、運搬土量の内訳でございますが、土砂と岩を足し合わせますと、6万3,000立米になります。運搬工が6万1,300ということで、1,700立米合いません。それは、阿曾地区の1,700立米につきましては、地権者さんとの合意で敷均しだけでオーケーということでございますので、若干1,700立米ほど相違が生じてございます。

今回の約6万立米のうち、伊里前地区の南側の整備工事に運ぶ予定としてございますのが約2万5,000立米でございます。そのほか清水小跡地に同じく約2万4,000、あと館浜のほうに約3,000、ちょっと館浜のほうは若干減の見込みがございますが、契約上は約3,000でございます。あとは場内で土を動かす、折立地区なんかですと戸倉小跡地に今現段階でも土砂がございますが、それらの整地をして整形をして仮置きをしておくということでございまして、そちらが、今回動かす土量で約8,000ということでございます。

それと単価でございますが、何を申し上げていいのかわちょっと難しい部分はあるんですが、例えば伊里前地区に牧田から持っていきますということになりますと、これは約3キロぐらいということで、単価にしますと約760円ぐらいと。あとは、同じく伊里前に持って行くんですが中山は約4キロということで、こちらは約880円ということで、運搬距離等々によって単価が変わってきますので、各搬出場所によって単価が違っていると。全部申し上げてもいいんですが、ちょっと数が多過ぎますので、例として2か所だけお示しをさせていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今ちょっと聞きはぐったのが館浜3,300立米だったのでしょうか。ちょっとその確認と、それからこれは伊里前と清水と館浜、戸倉ということで運ぶわけですね

ども、戸倉、館浜と伊里前は今工事しているからそれを使うと。清水の小学校前、今残土があるわけですが、それにこの2万4,000立米がプラス重なっていくのか。

それから、戸倉というのは、先ほどの説明の中ですと戸倉は整地だけでいいというお話のように私は承ったんですけれども、その辺再度確認いたします。

館浜の3,300立米は、今防潮堤工事をやっていますけれども、それに使用するのか。それで、各地区の残土が全て取り除かれるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず館浜でございますが、3,300ではなく3,000立米を見込んでございます。館浜につきましては、防潮堤工事に使用するというのではなく、館寺線、一部田んぼがちょっと震災後盛土されまして高くなったということで、排水の不良をちょっと起こしている箇所がございますので、そちらを埋めて排水路を上げて、正常に流下能力を有するようになりたいということで、今回は補正で側溝等の撤去等の予算を計上させていただいてございますが、今回はVの字でくぼ地になっているところへ土砂を埋め戻して有効活用しようというような内容でございます。

あと、清水小の土砂でございますが、今まだ漁港工事をやってございまして、ほぼほぼ漁港工事で今ある土砂につきましては運び出す予定となっております。ただ、今まだ現場がちょっと動いておりますので、正確に幾らあって幾らなくなるというのは、ちょっと今この場でお答えする数字は持ち合わせてございませんが、いずれにしても清水小のほうに2万立米ほどを持っていくということでございます。

あと、戸倉地区、折立地区、こちらのほうは、現段階でも数万立米、ちょっとまだ仮置きをしております。その土ですが、いろんな工事を出し入れといたしますか、仮置きをまたしたり、また使用のために搬出をしたりということを繰り返しております、ちょっと不整形になってございます。そのまま放置をしますと見栄えも悪いですし、やはり雨なんか降ったときにまた崩れるというような可能性もございますので、折立地区につきましては、それを整形するというような内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 折立の方は、あそこにあるのを見栄えよくするという事なんですけれども、民地と混合していると思うんですけれども、その辺は今後とも残土を整地して、民地との話し合いは、公共の土地と民地の段が出ると思うんですけれども、その辺は了解はもらって今後ともスムーズにならしていくのか、その辺お伺いします。

それから、伊里前の2万5,000立米、今回運ぶわけですけれども、この2万立米だけで間に合うのか、そもそもあそこに入る土は何立米必要なのか。というのは、あそこのハマーレの前の現場に土が堆積してありますけれども、それらを含めて利用するかどうかと思うんですけれども、結局この運ぶ2万5,000立米の中に、今ある既存のハマーレの前の土は入っていないということで解してよろしいでしょうか。その辺も併せてお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず折立地区でございますが、折立地区につきましては小学校跡地ということで、基本的には町有地に置いているということでございますので、町有地に置いているものを整形するというようなことでございます。

あと、伊里前地区につきましては、すみません、今正確な数字をちょっと持ち合わせてございませんが、先行して町向地区の土砂ということで、そちらのほうも伊里前地区の南側に使用するというので、すみません、正確な数字をちょっと今ど忘れしてございますが、4万程度だったかと思うんですが、伊里前南側のほうに使うということで、それで不足する2万4,000をさらに今回運搬をするというような内容でございます。

○議長（三浦清人君） 了解しましたか。

課長、今土盛りになっている部分は2万5,000の中に入っているかということ。課長。
（「私聞いたのは2万5,000」の声あり）分かったから。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、1つ漏れておりました。

今現在、伊里前南側にある土砂はどうするかということかと思いますが、そちらにつきましても、当然有効活用ということで、南側の土砂の整地工事に活用するというような内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。前者が詳しく聞いたので、簡単に伺いたと思います。

まず第1点目なんですけれども、この仮置土の整地。撤去と運搬とあったんですが、そこで伺いたいの、今回この事業が終わることによって、町有地以外にもこの仮置きが続くのか、その点と、あとこれまで土地の借り賃というんですか、それが年間これまでどれぐらいかかっていたのか、もしお分かりだったら伺いたと思います。

あと、10ページの赤丸、青丸、緑丸についてなんです、私もちょっと分からなかったんで

すけれども、緑の丸は仮置土を運搬しないで整地するというそういう意味だったのか。そして、赤いやつは青いところに運ぶという、そういうことだったのか、一応確認させていただきます。

それで、整地後の町有地、その他私有地の利活用はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町有地以外というお話がございましたが、基本的には、今個人の方からお借りしている場所の土を撤去して、土地をお返しするというような内容でございます。土地の賃借料等につきましては、従前は無償で御協力をいただいていたところではございますが、震災後、低地の部分についても課税がなされるということで、ちょっとすみません、今正確な数字はちょっと持ち合わせてございませんが、固定資産税相当額にプラスアルファ、要はお借りしている以上、地権者の方に足を出させないような金額で契約をさせていただいているというものでございます。

それとあと、議案参考資料10ページの丸印でございますが、議員おっしゃるとおり緑丸につきましては現地で整地のみということでございます。それと、赤丸、搬出先から青丸の搬入先へ運搬をするというようなものでございます。

それとあと、お返しをした土地の利活用方法というお話でございましたが、個人地の部分につきましては、今後それぞれどういった活用の仕方をするのかというのは、皆さんのお考えということになるかと思いますが、一応畑とかそういった利活用もあるだろうなということで、一応整地後の客土も今回の工事で計上させていただいていると。

あとは、その詳細につきましては、各個人の方々とは綿密に相談をしながら順次お返しをしていくということになります。

○議長（三浦清人君） あと、使途、どういう使い方をするかというのは。（「それは今お答えしましたけれども」の声あり）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町有地の利活用というお話かと思うんですが、基本的にはほとんど民地をお借りしているということでございますので、ほぼほぼ民地と。官地という部分につきましては清水小学校、あとは戸倉小学校跡地ということで、こちらにつきましては土砂をストックしておいて、今後何らかの土砂が必要な工事等々あれば、そちらのほうから活用してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 確認なんですけれども、整地の部分というのは、今まで土砂を置いていたやつを使いながらということになるんですか。それとも、今ある土砂を平らにして整地することなのか、その点の確認を。今ある部分を平らにすると、ある部分だけよそと比べるとこのようになってしまうのではないかという思いもあるんですけれども、その点。

あともう1点。私も思っていたんですけれども、借り賃、固定資産相当ということで、以前は確認していたんですけれども、具体的に総額幾らぐらいかかっていたかということ、これはこの場では出ないのかどうか再度確認を。

あと、先ほどの説明でちょっと分かったような、分からないような。今回のこの事業が終わることによって私有地を借りるというような状態にはならないのかどうかということ再度確認させていただきます。

あと、整地後の利活用というんですけれども、私有地に関しては畑にしたいところは、何か先ほど客何とかという説明があったんですが、そのところをもう一度詳しくお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 利活用に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、個々人で今後どのように利活用させるかというのは、人によってちょっと異なってくるのかなと思います。あと、整地の部分につきましては、戸倉小学校跡地につきましては、要は今正直築山の状態になってございます。天端のほうはちょっと不整形になってございますので、それを整形するというような内容でございまして、あとは阿曾地区等の整地につきましては、そういった段差等々が多少生じる場所もあるかとは思いますが、その辺は地権者の方と基本的には整地をしてお返しするという事で合意ができてございますので、問題がないものと考えてございます。

あとすみません、ちょっと借地料につきましては、今手元に、申し訳ございません、資料がございませんので、ちょっと明確なお答えはできかねるということでございます。

それとあと私有地に土砂が残るのではないかというような御質問でございますが、そちらにつきましては、今回の土砂撤去をもってお借りしている個人の皆様の土地に関しましては、全てお返しをするということでございます。

それと、客土ということでございますが、議案関係参考資料の9ページをお開きいただきたいと思います。4番目の工事概要の3段になってございます。その一番下段、客土工1万7,000立米ということで、畑等に適した土を一応盛らせていただくというような内容となって

ございます。

参考までに、ではその客土の厚さはどのぐらいなのかということでございますが、現段階で30センチを見込んでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは確認なんですけれども、戸倉地区は将来的にはフラットになるのか、整地して段差がついたままになるのか、その点確認。

あともう1点、議長、新たに簡単な確認をお願いしたかったんですけれども。入札なんですけれども、参加業者の確認をお願いしたかった。あと、入札の最低額と最高額についても確認をお願いしたかったんですけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 戸倉地区、折立地区ということでございますが、現段階で、ですから土砂の敷きならしというのは、今戸倉小学校跡地にある築山を整形するというのでございますので、周辺の民地を含めて整形をするというような内容ではございませんので、それは御理解をいただきたいと思います。

あと、入札金額につきましては、議案関係参考資料の9ページに最低額、最高額ということで載ってございます。あとは、入札参加でございますが、1者だったと記憶をしてございます。もし間違えあれば…（「2者です」の声あり）すみません、2者でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つだけ。

この工事の財源を教えてくださいませんか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 震災復興特別交付税です。全額手当する計画でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 震災の残土だとは思いますが、プラスで客土がとかいうお話もありましたので、震災特区で面倒見てもらえるものなのか、10年過ぎましたのでそこだけ心配だったんですが、全額ということですね。分かりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第25号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度普通河川滝浜川河川災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第25号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書11ページをお開きください。

契約の目的、令和2年度普通河川滝浜川河川災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前5,225万円、変更後5,415万1,900円、109万1,900円の増でございます。

契約の相手方、株式会社沼正工務店でございます。

議案関係参考資料12ページをお開きください。

こちらのほうに変更の主な内容ということで示させていただきます。

6段ありますが下から2番目、構造物の撤去工でございます。コンクリート構造物の取壊しということで、当初は174立米を見てございましたが、231立米ということで、57立米増ということでございます。

変更の理由といたしましては、災害査定当時、裏込めのコンクリートがない35センチ厚の擁壁ということで査定決定を受けてございましたが、実際現地に入りまして工事をしたところ、

35センチのところもあるけれども、裏込めが入っていて50センチのところがあったということで、現状に合わせた増ということでございます。

13ページ目をお開きください。こちらに現地の概要ということで計上をさせていただいてございます。

赤引きだした3か所、ほぼほぼでございますが、こちらのほうで当初裏込めコンクリートがないのではないかということで査定決定を受けておったんですが、実際現地に入りまして、右下のほうの写真でございますが、現地に入りまして精査したところ50センチあったということで、構造物の撤去の数量が増えたというような内容となっております。

あとは1枚おめくりをいただきまして、議案関係参考資料14ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点確認をお願いしたいと思います。

私も先日と今朝も行って見てきたんですけれども、立派に直っていました。地元の人たちも喜んでいたんですけれども、今回の増額に対しては何も異議はないんですけれども、ただ、行くたびに、地元の人たちに以前も言われたんですが、この参考資料13ページの左側のほうに、以前何か橋みたいなものが架かっていたということなんです、それがなくなって大変不便だということを言われるんですけれども、それで、この議会でも以前確認したところ、新たにはできないというそういう答弁をいただいていたんですが、現在、民家があって、その奥のほうに畑やら田んぼやらがあって、そこを通るのに民家の土地を通して作業なりなんなりに行くという状態が続いているということなんですけれども、今後何かの方法で直接行けるようなことは検討できるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 本議会のさきの赤線、青線、法定外公共物等でもお答えをさせていただいているところでございますが、基本的に個人の方々が設置したものにつきましては、個人で復旧をしていただくということでございますので、町で今後やる予定というのはございません。

端的に申し上げますと、それをしてしまいますと、各戸、各戸、うちの錠の口ちょっと悪いから直してくれというものに全て対応しなければいけないということになりますので、ある

特定の方だけに便宜を図ってやるということとは、ちょっと町としてはいかがなものかなということもございますので、個人で設置したものは個人で復旧なり修繕なりをしていただくということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その点、以前の答弁で確認していたんですけれども、個人で架けたものは個人で復旧するというそういうことなんです、現にこのように川のほうが立派になって、以前あったところに個人で復旧できない場合、そういうことも考えられると思うんですけれども、そこで先ほどの課長の答弁ですと、どこか自分のうちの庭先のあれをといたら切りがないという、そういう答弁でした。今回私が確認しているのは、農作業なりなんなりに行くのに、何かその、民家の方なんですけれども、川向だかどちらかが本家だか別家で、そういった、今のうちは通らせてもらっているけれども将来的にどうのこうのというそういう不安を言われ、そこでやはり農作業その他をするにはどうしても行かなければならない道路なので、そういったやつはどうしてそこに行けばいいのか、手だてはないのか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ちょっとすみません、錠の口という表現が悪かったかもしれませんが、全ての通路と申し上げたほうがよろしいのでしょうか、そちらにつきまして、やはり個人で設置していただいたものについては、やはり個人の方がお使いになるということでございますので、基本的にはこれは個人でやっていただく。あとは、護岸が整備されたので架けられなくなる場所もあるのではないかというお話でございましたが、確かに中にはそういう箇所がある可能性はございますが、やりようといいますか、架けようにもよりますので、一概には申し上げられないのかなということでございますが、いずれにいたしましても、くどいようでございますが、個人所有の仮橋といいますか橋ですが、そういったものにつきましては、通路も含めてやはり個人で管理をしていただくというのが原則となります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私再三聞いていますように、個人のも物が流されて個人で復旧するのが普通なんでしょうけれども、そういった復旧ができない場合に、農作業なりなんなりをするときにどういった、もう方法はないわけですか。その点、例えば農林関係の補助というところも、その関係で造れるとか、いろんな方策を考えられると思うんですけれども、その点。やはり個人で造った法定外公共物でしたか、たしか入谷の天神の辺りにもそういった例があったり、町内各所にあるんでしょうけれども、どこか赤線、青線を通してそ

の場に行けるのなら何もこういうことは言わないんですけども、やはり今後農作業その他をするためには必要ではないかと思うんですけども、最後。個人で流されたものは個人で架けるしかないのか、最終確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 9番、個人で改修できない理由というのは何なんですか。個人のもは個人で直さなければならないという。でも9番は、個人でできない場合はどうなんだという質問なんです、そのできない理由というのをちょっと話してもらわないと。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 以前ですと、いろいろ農業関係も盛んだったんですけども、例えばそこで出荷して収益が上がるとかそういうこともあるんでしょうけれども、ただ、この受益の負担というか、難しいというそういうような話というか、直接聞いたわけではないんですけども、そういった趣で、もしお金があるのであればびらっともうつけているはずだと思います。それがこのように何軒か、1軒だけではなくて何軒もそこを通過して使っているということなので、そういった趣で私はお聞きしていたんです。それが1軒とかであったら何もこういったことは言わないんですけども、そういった趣でした。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 何軒かというお話でございますが、1軒であっても複数であっても、逆に複数のお宅で御利用ということであれば、その辺は費用分担をしていただいてやっていただくとか、そういう検討をしていただく以外ないのかなと。

当課は、ちょっと農業関係の補助といいますか、助成金というのは担当外でございますので、もしあれば、農林水産課長から御答弁いただければと思います。

すみません、ないということでございますので以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

資料の中の13ページに、旧コンクリートブロックの撤去とあります。そして12ページには3回目の変更になっています、変更請負額が。前回2回変更もありました、その前は。今回3回目ですけども、これはいつの時点で発覚したのか。その辺お伺いします。

それから、この財源内訳と、この13ページの資料を見ますと、かなり変更、既存の基礎工事があった部分とかなり、半分ぐらいは違ったところに新しく造っていくわけですけども、これは工事に支障があるから撤去するのかなどなのか、その理由もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 3回目ということで、すみません、2回目がどういう変更だったかという資料を持ち合わせてございませんが、工事でございますので、進捗に合わせて変更箇所が出てくるというのは、これはごく普通だと、私は考えてございます。

それと、いつ起きたかということでございますが、大変申し訳ございません、今、いつ発覚したかというのは今手元に資料がございませんが、財源に関しましては当然被災を受けた護岸を撤去して復旧をするというのが今回の工事でございますので、その中で査定決定を受けた内容と差異が生じているという内容でございますので、受注業者さんでその負担を求めるといふわけにはいきませんので、正当な数量を変更するというものでございます。

財源に関しましては、当然ながら災害復旧でございますので、基本的には災害復旧費の財源で復旧するというような内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは最初の設計では計画に入れなかったと。2回目でも、やっと3回目でこれが入ったということなんですけれども、既存のものを使わないで壊すと、新たに使うということなんですけれども、この優位性です。既存のものを使ったのと新しく使うのは、工事費、幾らぐらいの差があるのか、その辺分かっていれば。この64メートルの部分ですけれども、災害復旧には該当したからいいんですけれども、その復旧するのにこの64メートル、最初から入っていないくて途中からこれは入っていて、今回の追加190万円というのは、この50センチの実測の厚さのもの、これを取るだけの工事なのか。その辺も併せてお伺いします。

○議長（三浦清人君） 課長、質問の内容は分かりましたか。（「誤解されているというのは…」の声あり）

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。この区間は、当初から査定決定を受けている区間でございます。新たに発生したというものではございません。被災を受けたコンクリートブロックの厚さが当初35センチということで査定決定を受けていたものが、現地を工事していく中で50センチあったということでございまして、あと、その再利用的な話が今御質問の中にあっただかと思うんですが、再利用するのではなくて、被災を受けた護岸を撤去すると、そして新たに造り直すということでございますので、お間違えのないようお願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 再利用しないということは分かりました。新しくするという事は分か

りました。

ただ、当初、今50センチという言葉が出ましたけれども、当初30センチで来たところが、どこからどこまでがそうだったのか。そして急にここに来て50センチになって、この190万円が必要になったかということです。それをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、厚さがちょっと変更になったという部分以外にも、微小ではありますが10メートル程度ございます。それで、これにつきましては、工事をやっていく中で現地精査の結果、50センチあったということで、現状に照らして変更するというものでございますので御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第26号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和2年度石浜・ばなな漁港地域水産物供給基盤整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第26号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせてい

たきます。

議案書は12ページでございます。

契約の目的、令和2年度石浜・ばなな漁港地域水産物供給基盤整備工事でございます。

契約金額、変更前2億2,660万円、変更後2億2,791万8,900円、131万8,900円の増でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料15ページをお開きください。

こちらのほうに主な変更の内容を記載してございます。

上段より順に御説明を申し上げます。

ばなな漁港は中山地区でございますが、上部工のコンクリートの打設方法の変更による減ということでございますが、当初はクレーンを沖に置いて台船でコンクリートをピストン輸送するという予定でございましたが、業者さん等からの提案等もありまして、クレーンつき台船で往復をしたということでございまして、300万円の減ということでございます。

2段目でございます。同じくばなな漁港中山地区増殖場でございます。こちらは基礎捨石工の追加による増ということでございますが、当初は増殖ブロック、下地がいいということでそのまま設置をするという予定でございましたが、受注業者さんにおきまして潜水夫を入れて現地を詳細に確認したところ、砂の堆積が1メートル弱ほど見られるということでございますので、そのまま増殖ブロックを置いてしまいますと沈下をしてしまうということで、マウンド、捨て石で基礎を築くということで300万円の増でございます。

続きまして、平棚漁港のマイナス2メートル物揚げ場でございますが、こちらは当初40メートルほどを見てございましたが、地区との協議によりまして、24メートルに変更ということで16メートルほど施工延長が減をしたというような内容でございます。

同じく石浜の突堤ということでございます。こちらは計画差金、あとは増減によりまして、当初消波ブロック20トン、135個設置という予定でございましたが、147個に増工したというものでございます。

それと、石浜漁港、同じく平棚地区の泊地でございますが、こちらにつきましてはしゅんせつということになりますが、現地精査による増ということでございます。

あとは同じく最後の下段の石浜漁港平棚地区の増殖場につきましては、先ほどのばなな漁港の中山地区と同様の内容となっております。

1枚おめくりをいただきますと、16ページにはばなな漁港の計画平面図、あと変更箇所につ

きましては赤引き出しをさせていただいておるところでございます。

もう1枚おめくりをいただきますと17ページ、こちらは石浜の平棚漁港でございますが、こちらの変更箇所につきまして掲載をさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして18ページでございますが、工事請負変更仮契約書を添付させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この石浜漁港について、マイナス2.0物揚げ場、それからマイナス2.0泊地、この意味がちょっと理解できないんですけれども、その内容を説明願いたいと思いますが。この泊地については、これはしゅんせつするんですか。これは恐らく掘るんでしょう。そうすると、恐らく近辺、この辺りは調査したかと思うんですけれども、震災当時の瓦礫等など、この辺は大分あったような記憶があるんですけれども、その辺の、何と申しますか、支障のあるものがあるか、ないか。

そして、マイナス2.0は、これは物差しは何なんでしょうか。平均水面なのか、あるいは最干潮時からのマイナス2.0なのか。その辺どのような考え方なんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） マイナス2.0メートル物揚げ場というのは、T Pという東京湾中等潮位というものからのマイナス2メートルということで、具体の場所なんですけど、ちょっと議案関係参考資料の17ページをお開きいただきたいんですが、今回マイナス2メートル物揚げ場の、地区との協議によって減となった部分につきましては、黄色の部分がしゅんせつ、泊地という部分です。しゅんせつをするエリアということでございまして、その右側、東側になりますが、赤点線で囲まれている部分、こちらのほうの物揚げ場を、実を言いますと、これはちょっと変わったブロックでして、若干物揚げ場の下のブロックがちょっと空洞となっている部分がございます。なぜかと申しますと、そこに波が出入りすることによって消波効果を生むということで、漁港内の静穏性を保てるというような構造のものでございますが、こちらのほうも本来なかなかちょっと波が強いということで、波が強いとどうしても物揚げ場がやられてしまうということもございまして、替える予定であったんですが、地区の漁民の方々と御相談したところ、いや、そちらの波は大したことがないんだ、だからそちらはそのままでもいいよと。むしろ、すみません、先ほどの説明でちょっと漏れてしまいましたが、

この図面でいきますとその泊地、物揚げ場の脇に青色で道路がございまして、そこをやるのだったらこちらの道路を先にやってくれというようなお話がございまして、その分減工になった分を道路等増工して、事業の中でやるということでございます。

それと、泊地につきましては、支障はないのかというお話でございましたが、防潮堤工事等々をやっているときにもちょっと地区のほうから依頼等がありまして、単費で瓦礫等、若干取ったような状況もございまして、今、現状では支障となる大きな瓦礫というものはないと認識をしております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、この黄色くなった部分だけのしゅんせつで間に合うということですね。

それから、これは建設課ではないのかなと思いますけれども、増殖場。増殖場が2か所あるんですけども、この増殖場の今後の使い方といいますか、利用といいますか、その辺町がどの程度関わっていくのか。町が主体となってやるのか、地域がやるのか、その辺どのような考えでいますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 増殖場については、まずもって地域であるとか、漁民の皆さんであるとか、まず話し合いながら進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これからの計画というようなことになるだろうと、今の説明では。これは震災前からの計画ですので、ようやくこれが設置になるということですので、今後有効に利用できるような計画でもって進めてもらいたい。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

午前 1 1 時 2 0 分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第 7 議案第 2 7 号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第 7、議案第 27 号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 27 号財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、令和 3 年度南三陸町教育用タブレット端末購入業務における財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては当該補助執行事務を取り扱う教育委員会事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは、議案第 27 号財産の取得につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書 13 ページ、議案関係参考資料は 19 ページを御覧ください。

業務名は、令和 3 年度南三陸町教育用タブレット端末購入業務でございます。

業務概要ですが、町立小中学校のオンライン学習等で利用するタブレット端末等の購入でございます。台数は 151 台、附属品も同数の購入をいたします。昨年度に引き続きの購入となるものですけれども、昨年度は小学校 3 年生以上の児童生徒用を中心として購入をいたしました。そこで今年度、残っております小学校 1、2 年生児童等の分を購入するものでございます。

取得の方法は見積徴収による随意契約での購入でございます。

契約金額は 843 万 3, 229 円。

契約の相手方は、株式会社 N T T ドコモ東北支社、執行役員東北支社長 芦川隆範でございます。

議案関係参考資料を御覧ください。

納入の期限は、令和3年10月29日としております。

20ページには仮契約書を添付してございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点ほどお伺いします。

昨年までは3年生までということで、今回は1、2年生の分なんですけれども、昨年からの授業をなさってきて、子供たちの反響、そして保護者の皆さんからはどのような評価をいただいているのか、この授業をやることによって。そして、現在オンライン授業、コロナ禍なんですけれども、オンラインの授業はやっているのかどうなのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

まず1点目の子供たちでございますが、実際は3年生以上ということですので、3年生以上がタブレットを使って学習をしております。1、2年生は学校のコンピューター室にありますコンピューターを使って勉強しております。これはこれまでも1、2年生、全校でコンピューター室を使っての学習をしていたわけですので、問題なく1、2年生も行っております。子供たちは3年生以上につきましては、タブレットについては学年に応じて授業をしていると思っております。

また、保護者からも、家に持って帰っての学習等に特段何とかという声は聞こえてきておりませんので、しっかりと家での学習等にも役立っているのではないのかなと思っております。

オンラインの授業についてですが、実際は臨時休校になったときにオンラインの授業というのが行われるんですが、臨時休校になってからオンラインを始めては随分戸惑いがありますので、この間の御質問にもお答えしたのですが、小学校3年生以上全てがオンラインに取り組んでいるという状況ではございませんので、校内において、今まだしっかりとオンラインの学習が終わっていない学年については、校内で取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） タブレットを使うことによって家庭学習が増えたというような御説明でしたけれども、やはりそこは、子供たちがタブレットというものに興味を持って効果が出てきたのかなと、非常にいいことだなということがうかがわれるわけです。

そして、今後は国でも、臨時休校など、今時点ではなっていないんですけれども、それに備え

るためにも、やはり1、2年生。自分的には、1、2年生はちゃんと使われるのかなという心配があるわけなんですけれども、今後として、この1、2年生に買った場合の指導、そういうものを含めて、どんどん活用していくべきと思われますけれども、その辺どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） まず1つ目というか、お答えする前に、タブレットが入ったことで家庭学習が増えたというなお話があったんですが、私の説明の仕方が悪かったんだと思いますけれども、タブレットが入るから宿題が増えるということではなくて、家庭学習でもタブレットを使うようになったということで、宿題の量については、入った、入らないにかかわらず適切に各学校で行われていると思っております。

また、臨時休校に向けてのオンラインというのが行われているんですが、このタブレット自体はICT教育ということで、ICTの活用については、普段の授業の中で十分にこれまで以上に取り組むということで、臨時休校のため、あるいはオンラインのためだけに活用しているのではなくて、授業で教育効果を高めるためにタブレットを活用したいと思っております。

ですので、1、2年生については1、2年生なりの学習で使っていくわけですので、様々なアプリがあるんですが、その中で子供が一人一人クリックするだけで、分かった、分からない、あるいはどこでつまづいているかというのが先生方のタブレットのほうに情報が届くことで、その授業がさらに進んでいくと思いますので、1、2年生であろうが中学校3年生であろうが、大いにタブレットを使ってICTを活用した授業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 時代のニーズに備えてここにもお金を投資するわけですので、今後、これの利用価値、そしてまた父兄との協議、そして学習のレベルアップ、それらも今後分析しながら学習能力のレベルアップに取り組んでいきたいと思っておりますので、また結果も聞いていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 1つお聞きしたいんですけれども、タブレットというのはハードなんですけれども、ソフトのことで聞きたいと思っております。

今までやってきてどういった教材、例えばデジタル教材とかそういったものがあるのか、あ

るいは文科省がデジタル教科書とかそういうのを作ってくれていて、そういったものをスライドとしてそれぞれのタブレットで子供たちに見せながらやっているのか。そのあたり、どういった運用の仕方が今できているのか、現場の様子をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 実際タブレットで活用しているのは、通常にタブレットに入っているアプリを使っております。県下全体で使っている大きなアプリというのはロイロノートというものと、Google Workspace for Educationという2つのアプリというかそういうのがありまして、その中に、前回もお話しいたしましたが、ホームとかジャムボード、ドライブ、ミーティングなどのアプリがあって、それを活用してクリックするだけでグラフができますよとか、成績が手元に届きますとか、あるいはミーティングのように直接オンラインで会話ができるなどを行っております。

また、特別にそれに加えての教材はというと、これは小学校から昨年度から始まりましたプログラミング教育というものでいろいろなものを取り入れておりますが、現在については無料のソフトが大分出ておりますので、無料のソフトを活用した形でそのプログラミング教育等を行っております。特別に教育委員会で新たにデジタルの教材を取り入れているということは、現時点ではございません。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、現場では個別でそれぞれの教職員の方々が、これがいいだろうというアプリを実際は使っているということで、ちょっといいのかなと理解しましたけれども、でも、文科省から何か指針とかガイドラインのようなものが出ていないのか、ちょっとそのあたり気になるんです。

あと、こういったアプリを使って、現場ではどういった教科、全ての教科で運用されているのか、国語、算数、理科、社会、あるいは図画工作とか保健体育であるとか、そういったところまでこういったアプリで対応できるのか、その辺をお聞きしたいのと、あとはセキュリティーの問題です。子供たちはいろんなところ、いろんな場面で使うと思いますけれども、コンピューターウイルスがどこから入るとまん延してしまうリスクがあるので、そのあたりのセキュリティー対策を現場ではちゃんと取れているのか確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 基本的に有料になるようなデジタルの教材関係については、現時点では加えて入っておりませんので、先ほど申し上げましたロイロノート、それからGoogle

e Workspace for Educationという2つの大きなものを使えばICT教育ということでは十分活用ができている状態でもございます。

また、全ての教科で行われているかということ、全ての教科で行われる可能性はあります。小学校、中学校それぞれですけれども、普通の教科はもちろんですけれども、部活動などでも活用はされております。また、家庭科であったり美術であっても活用はできているというか、やっているところとやっていないところがあるんだと思いますけれども、活用はできます。

また、セキュリティーについては、これはもう初めから県でもやっておりますけれども、機械そのものについて業者さんと確認をしてセキュリティーは十分整っておりますし、また、アダルトサイトとか暴力とか、そういったところには接続できないように行っております。あと、セキュリティーについてはセキュリティーポリシーということで町内で統一されたセキュリティーの考え方、決まりというのを行っておりますので、そういった情報が漏れないように努めて取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か聞きたいと思います。

これまで、3年生までにタブレットが準備されて、今回は1、2年生ということなんですけど、3年生以上に関しては活用が進んでいるとは思いますが、私は常々言うんですが、やっぱりコロナがなければ、対面授業が一番先生と子供たちのコミュニティーがそこに生まれることがやっぱり教育の、子供たちにとっても大変プラスだと思うんですが、今現在、タブレットと対面授業、その辺の比率はどれぐらいなのか。

あとは、今教育長が、クリックすれば簡単にグラフが出てくると、ソフトを使えば。しかしながら、ソフトを使っても、基本入力とかそういったものをしていかないと、クリックしただけではグラフができないと私は思うんですが、今回のタブレットに関して、ここにいる教育長、そして教育事務長、この辺の方々、このソフトを使って体験してみて、それがどんな感じだったか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育といったときには、これまでは対面授業ということの基本にしておりましたし、ずっと対面だなというような思いで、目の前にいる子供たちを先生方が一緒になって授業をするという形でしたけれども、コロナがある、ないにかかわらず、ちょうどこの時期というか、ICTの活用が必要だということでGIGAスクール構想なども、本来であれば3年、4年かかるような取組でしたけれども、コロナということで一気に加速した

ところでございます。

ですので、コロナがなくてもこれからの授業、これからの社会を生き抜くためにはタブレット、ICTあるいはオンライン、リモートの授業、さらにはもちろん対面式の授業ということで、それはとても必要なことになってくると思います。令和の教育と言われる中で対面とオンライン、ハイブリッド授業というそうですけれども、ハイブリッド授業に令和の時代は入ってきているということで、とてもタブレットは必要だと思っております。

実際、どれくらいの比率でタブレットを使っているかということは各学校、各学年によって、申し訳ないんですけれども、違いというのは出ているとは思いますが、ある中学校ではほぼ毎時間タブレットが登場しているというお話を聞いておりますので、発達段階にもよりますけれども、中学校ではどんどん使っているんだろうなと思っております。

また、アプリ関係のことですが、恥ずかしながら私も得意な分野ではございませんけれども、ICTの先生方の推進リーダー研修会には私も顔を出して、一緒になってクリックをしながら、体験をしながら、ここが分からないとか、ああだなという中で経験しているんですけれども、ソフトの中に表を作るというシステムはもう中に入っていて、教師側が質問事項を10項目つくっていて、はいとかいいえ、あるいは1番が何、2番が何、3番、4番、5番とかというのをつくるといふか、そういうシートがありますので、それに問題を書くだけで授業をする側がクリックするだけで先生の画面には表がばんと出るものが出来上がっておりまして、授業の進行状況であったり、また、誰が間違っているのかなというところをクリックすると、もう誰と誰が間違っているとか、誰と誰がこうだというのが出るようなシステムになっておりますので、簡易な質問については本当にタブレットはすごいなと思っております。

ただ、タブレットだけの試験ではありませんので、手で書く表現とか、そういうのは必要だと思いますが、そのようにタブレットを使った授業と、あるいは先生方がお作りになった問題と上手に連携をしながら進めることで、これからの情報化社会に生きる子供たちの育成が図られるのではないかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） タブレットの使い方とかソフトの使い方について、今教育長が説明してくれましたが、この辺というのは、やっぱり先生方の力量とか、あと学校で使う頻度、その辺でも大分違うので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

しかし、生徒が例えば30名いたときにタブレットを全員で使って、1人、2人、その先生の

指導に後れる子供も中にはあるのではないかなと思うんですが、そういった子供の後れの確認というのはどういった方向で学校の先生は考えているのか。

あと、今日たまたま朝のニュースを見ていたのですが、やっぱりタブレット授業、コロナの関係でIT化によるタブレット授業をやっていました。そしてそのときに数学の先生が独自の問題をつくって、子供たちがそれを考え、相談しながら解いていた、そんな風景を見ました。もう随分進んでいるなど。私なんかではもう理解できない算数の図形の計算の仕方をやっていました。やっぱりタブレットを使うことによって子供たちの成績、新たな取組、その辺でもって学力が、私は上がって当然というような形の考えを持っていますが、先生方のタブレット活用での、ただ県のほうからのソフトの提供だけではなくて自分たち独自でソフトをつくったり、どこかからいいソフトを持ってきてやるというような、そういった子供たちにプラスになるようなタブレット授業、その辺に取り組んでいるというような事例があればお聞かせください。やっぱりタブレットで、今までにない対面からタブレットを使うということで学力向上、全ての授業にタブレットを使っていったらば、学力が私は中央に負けなくらい上がっていくのかなと思いますので、その辺を期待しています。

今3点ぐらい聞いたと思うんですが、その辺、教育長、最後に御答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 子供たち30人、40人の授業をしていると、当然得意な子もいれば、苦手なお子さんもいらっしゃいます。この苦手なお子さんに対してということは、これまで同様に、教員の補助員さんが入っていたり、あるいはTTの授業をしたりということで、先生方が複数入っている授業として子供たちのつまずきを知って、かみ砕いて教えているというスタイルはこれまでと同じように行っています。ただ、タブレットですので、なかなか、つまずきは分かるんですが、どこをこうしてここをということの具体的なことについては非常に難しいので、先生方についても、ICTの推進リーダー研修会を通して、3年間ですけれども、100人の先生方一人一人がそれだけの力を有するように、研修会を踏まえまして力をどんどんつけていきたいと思っています。

また、先生方がつくっていくそういったソフトということですが、実は新しいソフトとなるととんでもない労力が必要になってくるんだと思いますが、あるものを工夫すると実は簡単に授業に取り組めるようなものがございます。それがロイロノートのような形で、一人一人の意見を打ち込んでもらえると大きな画面に一人一人の考えがどんどん出てくる。いわゆる黒板に子供たちが自分の考えを書いていくのと同じように、意見を集約していくものがもう

できています。また、周りの子供たちに説明をするためのソフトというのがあって、その枠の中に言葉を入れ込んでいくと順序よく説明が展開できるというソフトも入っております。そのように、全く新しいソフトではなくて、授業の中で、国語であったり、算数、数学のための手だてとしての改善は、先生方はいっぱいされているなと思っております。

そういった取組で、中央に負けないような学力というお話もいただきました。全ての学校で今ICT、タブレットを使った勉強をしておりますので、通常に頑張ると、今までどおりの成績が今までどおりになるようなあんばいになってしまいますので、より高い学力、ほかに負けないような学力となると、タブレットもそうですけれども、タブレット以外に、学校で分かる授業をするにはどうしたらいいのかということで、授業改善をしているところがございます。行きたくなる学校づくりであったり、教育センターをお願いしての連サポであったり、指導主事訪問などに取り組んでおります。おかげさまで今年度の全国学力学習状況調査のテストにおいては、これまでよりもより成績自体は上がってきているなということを実感しているところがございます。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。

第1点目に伺いたいのは、今回タブレット、これは全部そろったのかどうかの確認と、あと来年度以降の年間のタブレットの維持費というか経費がどれぐらいになるのかお分かりでしたら、まず第1点、伺いたいと思います。

あともう1点は、タブレットを使つての活用というか教育に関して、簡単に伺いたいと思います。ゆうべのラジオだったんですけども、ゆうべというか今朝2時頃かな、よく分からないんですが。今の時代、書く、話すことが多いということの話でした。そして、ネットの時代に大切なのは、読むとか、人の話を聞くことが大切ではないかという、そういうラジオで話がありました。

そこで伺いたいのは、先ほど来教育長の答弁でGIGAスクール構想、ICT活用とありますが、そこで先ほどの答弁で情報化社会ということなんですけれども、よく言う人が言うには、情報は知識ではないという、そういうことを言っている人がいますので、そこで伺いたいのは、教育の大切さとして、こういったタブレットを活用して、子供の能力、個性を引き出す方策、可能性みたいなものをどのように感じているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは、前段の数字等については私から申し上げたい

と思います。

これで全部そろったのかということですが、これで全部そろとうと御理解ください。

それから、年間どれぐらい今後かかっていくのかということですが、大体年間ですと、通信料と、それからあと保守管理料がかかっていくわけですが、全体で約1,800万円ぐらい年間にかかるのかなと見積もっております。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） タブレットの活用等のことですが、情報化についてのところでございますが、タブレットというのは、いわゆる道具というか手段でしかないわけで、今の時点ではタブレットをどう使ったらいいか分からないというお子さんであったり、私のように教える側のほうも分からない部分とかもあるので、どうしてもタブレットのどこをクリックすると何になる、どうすればあなるという使い方が何となく主の目的のような感じがしておりますけれども、それはあくまでも手段であります。今後はタブレットがただのという表現が変ですが、道具として、鉛筆だとか消しゴムだとかリコーダーとか、そういうものと同じように、学習に必要なものということになると思います。

要するに、そのタブレットを使ってどのように勉強していくかということが大事ですし、また、タブレットを使うことだけが教育ではないわけですので、タブレットを使って効果的にできる部分と、やっぱりアナログで行わなければならないようなこともあると思います。そういったところを効果的に進めていくのがこれからのICTを活用した教育だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 年間1,800万円ぐらいかかるということで分かりました。

実際、台数的には何台になったのか、そこのところだけお伺いしたいと思います。

あと、いろいろタブレットは、先ほど教育長言われるには道具、手段という、そういう御答弁があったんですけども、そこで、ペンとか消しゴム、その他のようになるんでしょうけれども、教科書としてはどうなのか。ペーパーレスになる、そういったことになるというか、その兼ね合い等も若干確認させていただきたいと思っております。

それで、今後タブレットを使いこなしていくための、それこそアナログ的な部分で、こういったところを強調したい、力を入れるというそういう部分があったら確認させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） では、最初の台数のほうですけれども、昨年700台購入しておりますので、合わせて851台ということになります。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教科書ということについては、デジタル教科書というものがございまして、これについては、文部科学省でも今年度積極的に活用してほしいというようなものがありまして、特定の地域、特定の学校に指定校というかそういう形でタブレットのデジタル教科書を使って授業をしてみてくださいというような指定校制度がございまして、ですので、今後こういった指定校での取組がどのような成果があるのか、紙による教科書、デジタルによる教科書によって学力の違いがどうなのか、分かる力はどうなのかということは、これからの文部科学省の研究の成果によって一層推進してくるのではないのかなと思っております。

また、タブレットを使いこなしていくという部分では、これをすればいいんだとかというのはないわけで、各学校で工夫をしていくところがございます。ただ、大きく言うと、それこそミートを使ってオンラインの授業ができますよとか、ちょうど千葉議員さんの御質問のときにもお話があったように、学校で夕方、先生がタブレットに宿題、今日の課題がこれですよということをぼんとクラスのクラウドに乗せると、それを見て子供たちがやって、パソコン上、タブレット上で宿題をこなしていくなどの取組ができると思いますが、それはその方法だけであって、それ以外にも無数にありますので、このリーダー研修会によって知識を得たり、あるいは実際の授業をしたりしながら、工夫をしてこれからのICTの利用についてそれぞれの先生方、学校、教育委員会が力を入れて頑張っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では最後に1点だけ確認をお願いしたいと思います。

今回こういったタブレットが全部配布になったということで、一つお聞きしたいのは、学校図書にデジタルブックとか、あとは普通の町の図書館にデジタルブックというんですか、何というんですか、タブレットで読むような、ああいったやつを検討する必要も今後あると思われるんですけれども、その点、そのところはどのように考えているのか、伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 既に教科書がそのようになっておりまして、教科書の1単元が終わると、1単元というか、そこにタブレットを持っていくだけで詳しい説明がついていたり、新たな情報が出たりというようなことは、もう今子供たちが使っている教科書で行っておりま

す。また、図書館にある図書についても、全てではありませんけれども、最近の図書の中にはそういったものがありますので、子供たちが図書館に行って、それを合わせるとすぐ別な情報が出てくるというのは、子供たちは経験をしていると思っております。（「学校の図書の……」の声あり）

○議長（三浦清人君） 聞こえません。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私が確認したかったのは、学校の図書室というか、学校図書、そういったやつに今後導入というかしていく必要もあるのではないかなと思いますので、その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 何せこういう世の中と申しますか、日々ICT技術が進歩している世の中ですので、そういう可能性が否定されるものではないと思います。ただ、今すぐ、今年、来年にそういったものが入るのかということ、なかなかそこまで広げていくということには少し時間と申しますか、環境も必要なかなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者、環境対策課長、上下水道事業所長、総合支所長及び病院事務長が着席しております。

建設課長から、議案第26号の質疑に際し行った10番議員からの質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、これを許します。

建設課長。

- 建設課長（及川幸弘君） 先ほど議案第26号で、高橋兼次議員の物揚げ場の高さ、あとはしゅんせつ泊地の基準はという問いに対しまして、T P、東京湾平均潮位が基準ですと誤った回答を申し上げておりましたが、正しくはローウオーター、新月のときの干潮時の平均値の潮位が基準となっておりまして、物揚げ場はその水面から2メートル高く、泊地のほうはその水面から2メートル低くというのが正解でございます。おわび申し上げ、訂正をお願いいたします。

日程第8 議案第28号 字の区域の変更について

- 議長（三浦清人君） 日程第8、議案第28号字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号字の区域の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、県営土地改良事業の施工後の地形地物に合わせて字の区域を変更したいことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

- 企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第28号字の区域の変更について細部説明をさせていただきます。

本議案につきましては、県営土地改良事業である農山漁村地域復興基盤総合整備事業の板橋工区内の2つの区域について、換地処分後の地形地物に合わせて字の区域を変更するものでございます。

議案書の15ページを御覧いただきたいと思います。

初めに上段になります。歌津字長柴68の1の一部及び68の22から68の24までに隣接する水路である公有地の全部並びにこれらの区域の地先の道路である公有地の全部を歌津字板橋に編入します。

次に、下段です。歌津字長柴15の3、15の4、28の1、28の2、30、46の1から46の3まで、56の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに3の13、3の26、11の1、11の2、12の1、13、15の2、32の2、33の3の一部に隣接する道路である公有地の全部を

歌津字小沼に編入するものでございます。

議案関係参考資料の21ページに位置図を、22ページから25ページにそれぞれの区域の平面図及び区域詳細図を添付してございますので、併せて御確認を願います。

なお、効力の発生は地方自治法施行令の規定に基づき、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明では、基盤整備したところを一括して長柴から小沼のほうに変更するという内容のようでしたけれども、この参考資料の図を見ますと、基盤整備する、しないに関係なく周りは町有地、そして今後耕作しない場所だということは分かるんですけども、かえってこういう図面を見ると入り組んで、基盤整備したところを、この図面を見てもっとそこだけが出た感じで、図面からすると何か変だなという気がするんですけども、そしてまた道路の反対側、境界が今までの境界と反対側になるわけですけども、それが全部ではなくて、最後に行くと、道路を横断して反対側になるんですけども、こうしなければならないというその理由です。ずっと何十年やってきていた地域の人たちに戸惑いがあるのかなというところが懸念されますけれども、そういうところは大丈夫なんじゃないか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今の御質問ですけれども、参考資料の25ページを御覧になっていただきたいんですが、恐らくこちらの長柴小沼の字の区域の変更のことだと思うんですが、これは宮城県もしくは土地改良事務所のほうで、地元の皆さんと地権者の皆さんと話をした上で決定しておりますので、特段そういった問題はないのかなと感じておりますし、もともと公有地の、ここは道路、片方の工区は水路、公有地の利便性を高めるという意味もあって換地に応じた結果、字の区域の変更という形になりましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地権者の人たちとよく話し合っってこういう議案を出したという解釈でよろしいですね、それでは。はい、分かりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第29号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、現在整備を進めております東日本大震災伝承館を管理する指定管理者について指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について細部説明をさせていただきます。

議案書16ページ、議案関係参考資料は26ページをお開きいただきたいと思います。

初めに私から選定の経過などについて説明をいたしまして、指定管理者の行う業務の内容などにつきましては商工観光課長より説明をさせていただきますと思います。

まず、議案書を御覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、南三陸町東日本大震災伝承館、南三陸311メモリアルでございます。

指定する団体につきましては、一般社団法人南三陸町観光協会、会長及川吉則でございます。

指定の期間につきましては、南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の施行の日、令和4年4月30日までの間において規則で定める日から、令和9年3月31日までのおおむね5か年間となるものでございます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するた

め、民間事業者の能力を生かしながらサービスの向上、経費の節減などを図る目的で公の施設の管理を委ねるといふ制度でございまして、本町ではこの指定管理者制度を実施している公の施設は現在5つございます。

続きまして、議案関係参考資料26ページをお開き願います。選定に至る経過について記載してございますが、まず、令和3年6月16日に開催いたしました民間委員2人を含む8名で構成してございます公の施設の指定管理者審査委員会の第1回審査委員会にて、募集の方法等について御審議いただき、募集の方法は非公募とし、指定する相手方を一般社団法人南三陸町観光協会とすることについて御決定をいただいております。

なお、非公募とした理由につきましては、その大前提として令和4年4月の開館を確実に迎えることが必須でございまして、その前提となる準備期間が非常に限られる中であって、あわせまして、一般的に非公募として考えられる要件といたしまして、法人等の設立目的と公の施設の設置目的等が密接不可分にある施設と考えられること、法人等の役割と施設の設置目的、企業の全部または一部が合致する施設であると判断され、当該法人等が管理者を担うことにより安定的、効果的な施設運営が期待できること、加えまして、住民等によって構成される団体が管理することにより、利用者の利便性が図られる場合などが考えられます。同要件は当該施設にも十分考慮されることから、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条ただし書に基づきまして、公募によらないこととした上で伝承館の設置の目的が東日本大震災の記憶及び教訓を伝承し、防災・減災の意識を醸成すること、町民自らが語り継ぐこと、町民目線での管理運営が求められるものであること、来訪者と町民との交流の場でもあるため町民自らが当該施設で被災体験を共有することが重要になること、施設運営に当たっては、教育旅行、企業研修の場として利用いただくことが重要であり、観光の視点は必要不可欠であること、これらを考慮いたしまして一般社団法人南三陸町観光協会が最も適していると判断され、当該法人の指名について御決定をいただいているという経緯でございます。

続きまして、令和3年8月6日に開催いたしました第2回審査委員会におきまして、指名した団体から提案のあった企画提案等について、審査項目記載の8項目につきまして審査を行い、一定の基準を満たしたことから候補者として決定をいただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、引き続きまして私から指定管理者が行う主な業務の

内容などにつきまして説明をいたします。

業務の内容につきましては、議案関係参考資料26ページ下段に（１）から（４）まで列記されておりますが、それぞれの概要につきまして説明をいたします。

まず、（１）の伝承館の運営に関する業務につきましては、先ほど企画課長から説明がありましたけれども、震災経験を生かした将来の防災・減災、震災の伝承、及び全国、世界からの支援の感謝とともに来訪者と町民との交流の場というのを目的といたしまして、この施設の運営の要となりますラーニングプログラムによって、来館者が当事者となり、限られた時間の中でも家庭や会社、学校や日常でできる防災を考え、行動するきっかけを提供するというものをテーマに、教育旅行や企業研修など各種団体をターゲットとした誘客、広報事業を行ってまいりたいと考えております。

（２）の入場の許可及び（３）の入場料に関する業務につきましては、営業時間及び休館日を設定いたしまして入場券の発行や減免手続、団体視察、来館者問合せへの対応と併せ、予約状況のホームページへの反映等、スケジュールの管理、映像シアターの説明などの業務を行いまして、入館者の利便性を考慮した管理運営を行っていきます。

（４）に記載されております伝承館の施設及び設備の維持管理に関する業務につきましては、展示品や備品等の保守管理をはじめとした清掃業務や、館内の巡回等の維持管理業務でございます。

以上、指定管理者が行う主な業務の内容について概要を説明いたしましたが、町といたしましてはオープンまでの半年間で震災伝承館の機能を最大限発揮できるよう、効率的、効果的な組織体制を構築し、利用者サービスの向上を図るとともに、新たな指定管理者とともに施設の存在意義、価値を発信しながら、地域の人、もの、ことと連動しながら未来創造に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。４番千葉伸孝君。

○４番（千葉伸孝君） 何点かお聞きします。

南三陸町の観光協会というのは、結局観光客の受入れの場所として、南三陸町に行きたいという方が観光協会に電話をして宿泊したいと、こういった予定を考えていると、そういったことに関して大体全て関わっている団体だと思うので、管理指定の団体としては問題がないのかなと私は思います。

ただ、今回伝承館の管理指定ということで、先ほどの説明ですと5か年間ですか、結局管理委託の期間というのは。そういった話を聞きました。そういった中で、管理委託の、結局この管理委託者に毎年何ぼというお金を町のほうでは交付すると思うんですけども、その金額というのはある程度決まっているのか。その辺まず1つ。

あともう一つは、観光協会の職員、ここにも人数がありますが、会員数とはまた別で人数がこのぐらいで、この伝承館に配置する観光協会の職員、これは何人ぐらいを想定しているのか。その辺、まず初めに、3点ですが、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず1点目の指定管理料ということになろうかと思いますが、実際に指定管理が開始されるのは来年度ということになりますので、詳細は来年の当初予算のときに計上して予算審議いただくということになります。現状は積算の段階ということになるんですが、設置条例のときにも若干御説明をさせていただいているんですが、いわゆるランニングコストとしてどのぐらいを見込むのか、それに対して入館者はどのぐらいの見込みでどのぐらいの入館料が見込めるのかというところを詰めていかなければならないということなんですが、現状申しますと、実際に維持管理費としてどのぐらいのものがかかるのかというところを詳細にちょっと計算させているところでございます。単純に言いますと、例えば設備的な消防であったり、電気であったり、そういったものの保守管理の部分であったり、それらは当然に必要経費としてかかってくると。そのほかに、当然ですが、後段の御質問にありましたが、人件費等々も含めて積算をしていく必要が当然出てくるのかなと思ってございまして、今までちょっとお話をさせていただいたのは、維持管理の分で、まだ積算の途中なんですが、2,500万円から3,000万円ぐらいが年間の維持管理費として見込まれるのではないかと見込んでございますので、そこと、あとは入館料との調整ということになるので、数百万から多くて1,000万円ぐらいの範囲内なのかなと今見ているところですが、なお詳細は今後詰めさせていただきたいと思ってございます。

なお、その積算上の人数につきましては、施設の管理ということで5名を見込んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 伝承館は5年間の管理委託契約ということなんですが、その途中でこの観光協会、何も問題なければいいんですけども、例えば今、コロナ禍の中でなかなか観光客、交流人口が今後増えていくのかということとはなかなか見えない部分なので、先ほど課長

から入館料が数百万円から1,000万円ぐらいと、これもなかなか未知の数字で、まだ積算段階で分からないと。そして緊急事態、まん防になったときには、やっぱり来場客というのはコロナのために、まして今は子供たち、20代、10代がコロナにかかっている中でこの辺は見通せないと思うんです。だからその辺の考え方を考慮して管理委託事業ということに入っていくのか。どんな形でコロナ感染を考えながら管理委託を進めていくのか。その辺。

あと、5年間の契約ということで、長期契約なんですけど、管理委託に関しては毎年とは言わなくても、2年に1回は研修して状況がどうだったかということ、結局この施設に関してそれなりの成果をこの委託会社がしっかりと運営しているかとか、その辺も問題だと思うので、この団体の活動の状況の検証、その辺も今後していくのか。あと、ここの管理に5人と言いましたけれども、果たして5人で足るのかなと。まして南三陸町は津波でもって有名になりました。どれぐらい来るか想定が立たない中で、防災旅行、そして一般の人たちの流入、その辺の中で、5人ということの人数で伝承館の中に混乱が起きないのか。その辺を問題点として挙げますが、混乱という面からではどういったことを起こらないような対策として考えていますか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 体制的なものは商工観光課長から答弁をしていただきますが、その前の指定管理の考え方の部分について私から答弁させていただきますと、まず、指定管理については5年間の基本的な事項を基本協定ということで締結させていただきまして、各年度の事業はその都度年度協定というものを結ばせていただいて進めさせていただきます。さらに、1年度ごとにその年度で取り組んだ内容についてモニタリングということで、内容についても検証をさせていただいて、あとはそれが次年度以降に反映されるように調整をさせていただくということになりますので、当然にその中で、今コロナ禍にあってということもありますので、そういう部分の関係で社会情勢が変更すればそこで生じるものもあろうかと思っておりますので、そういったところは年度協定の中で調整されていくという制度になってございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 私から、体制的に5人で十分なのかという部分でございますけれども、一応年間の有料来場者数という部分は、大体4万人弱ということで見込んでいますので、当然コロナの影響もございますので、そこは社会情勢の変化に合わせて変わってくるのかなとは思いますが、施設の展示物、及びそういったプログラム

等とは施設の動線、安全管理等も含めまして、現状では5人のスタッフがいれば十分ではないかという試算でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 現実的に動いてみないと分からないと。まして来年9月だったと思いますが、その辺の方向で町は伝承館のオープンを進めていると、9月以降。（「4月」の声あり）ちょっとその辺も教えてください。

取りあえずは伝承館建設は予定どおりいっていると思いますので、12億円以上のお金をかけていますので、逆にそのかけた経費というのは、元を取るということではなくて、南三陸町はこういった被災を受けてこのように復興したということを表すのが伝承館だと思いますので、その辺をしっかりと管理委託の業者には伝えておいてほしいと思います。

そして、ここの入場とかいろんな形の売上面で結構想定以上のものが出た場合は、管理委託の委託料、この辺というのは下げていくというような感じなんではないでしょうか。利益が出てきたらその分余計に管理委託料として払う必要がないと私は思っています。そういったことを考えて、想定以上の入場者が入ったことによって、この委託された会社に多くのお金が落ちた場合に、どういった対策を取るのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、施設の開館は令和4年4月を予定しているということになりますので、来春からスタートするというような内容になってございます。

御懸念いただいている部分については、御決定いただきましたら管理者となるところで詰めさせていただければなと思っておりますが、その料金につきましては利用料金制を取ってございますので、収入は指定管理者の収入になっていくということでございます。ただ、一定の施設管理というのは発生すると想定してございますので、町の施設である以上はそういった部分の応分の負担というのは当然にあるものと思いますので、その辺は状況を見ながら調整をしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 1点だけ伺います。

4月30日の開館が目標ということでございますが、たしか7月中頃だと思ったんですが、クリスチャン・ボルタンスキーさんがお亡くなりになられたんですが、これまでに何の支障もなかったのかどうか確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 施設内にアート作品として展示を予定してございますクリスチャン・ボルタンスキー氏につきましては、今御質問のとおり7月14日にお亡くなりになられたということでございまして、それは我々も確認をさせていただいて、現状どうなっているのかということをお知らせすると、現状、現地フランスにございます所属している事務所と以後の事務について調整中ではございまして、向こうもその後のいろいろ、世界的なアーティストさんなのでこれまでの作品等も含めて、その管理運営をどうするのかも含めた調整をどうやらしているようではございまして、当町としてはその結果を待っているというような状況でございます。現状お答えできることはなかなか明確なものがないんですが、こちらから今後の扱いについてどのようにするのかということは、もう既に向こうの事務所のほうに投げかけをさせていただいております、今その返事を待っているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ボルタンスキーさんの絵というのは非常に不気味な部分がありまして、果たしてこの辺のこの地域の人たちに受けるのかなという懸念もあります。向こうで判断されることだと思うんですが、もしかしたら変更も一つの選択肢かと私は思うんですけれども、そういうのは無理なんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） そうですね、何と言えればいいんですかね。手続的には現在進行形であることには変わりはないんです。ですので、そちらの結論が出ない限りは、ちょっとその先をどうするかということまではなかなかちょっと踏み切れませんし、とはいえ来年の春にオープンするというのもございますので、そこは意識する必要もあるんだなということは常々内部でも話をしているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 一定のテーマといいますかコンセプトといいますか、やはりそれに沿ったもので展示されるべきだと思いますので、その辺も踏まえてしっかりとやっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 課長、ちょっと確認なんですけれども、先ほど提案書とかいろいろ出してもらったでしょう。これは非公募になっているわけね、一般公募ではなくて。何で意見書とか提案書というのを出してきたと。これは町が出させたわけですか。（「そうです」の声あり） こういうので出せと言っているわけですか。何用に。非公募だからね、何で非公募にしたんですか。俺が質問するのもおかしいけれども。一般公募にしていなくて、その非公募にし

た理由というのは説明しましたか。（「はい」の声あり）そうですか。それでなければできないだね。非公募でないはずということだったんだね。（「そうです。これで御決定いただ……それで審査委員会にお諮りして御決定……と思います」の声あり）審査会ですか。

（「はい」の声あり）では審査会のメンバーというのは。（「民間の委員さんお二人を含め……」の声あり）これは町で頼んだんでしょう。（「そうです」の声あり）

そういうことで、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

今議長が話しましたけれども、まずもって非公募にしたという関係なんですけれども、審査委員会にかけたということなんですけれども、先ほどの説明の中で工期が4月までかかるので急いでいるから非公募にしたというようなお話のようでした。やはりここは開園が遅れてもいいから公募すべきでなからうかなというのが一つ。

それから、この審査項目の中で経費メリット、人的能力などがあります。その中で観光協会の財務内訳がついていないんですけれども、それはどうしてつけないのか。法人としての事業内訳と年間収支内訳を提示すべきではなからうかなと。この観光協会さんは町からの委託事業が多いし、指定管理された場合、職員の余力は今現在のものであるのか。先ほど5名というんですけれども、後で新たに指定されたらば追加募集するのか。その辺も踏まえて、我々議員は何を見て判断するのかという判断材料が乏しいんです。議会軽視にならないかなということをお願いなんです。この観光協会さん、表向きはわかります、132名、26名、基金の額が300万円ある。それ以外は分からないんです、財政内容が。

それと、この議案書に金額が載っていないんですけれども、今も言いましたけれども、指定管理にするというその根拠です。我々は何を根拠に、何ぼかかるんだか、指定管理を選んだとしても、金額が幾らかかるか分からないものにここで議決するという大変な仕事が上程されたことと私は解しているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それではお答えをさせていただきます。

まず、工期につきましては、現在、（「すみません、私耳が遠いので」の声あり）聞こえますでしょうか。（「はい」の声あり）工事自体の工期につきましては、令和4年2月末を今予定しているところでございます。来年の2月、令和4年2月が工事の今の現状の見込みということでございます。そこから、開館に向けた準備期間を取らせていただいて、令和4年4月30日までの間に開館をしたいというのが現状ということになります。

御質問のとおり準備期間がたくさんというか、十分な期間を取れるということであれば、公募というのも当然に考えられますし、審査委員会の中でも公募という御意見を頂戴したのも確かでございます。ただし、当該施設につきましては、先ほども申しましたとおり、町としても一定の目的を持って開館を迎えたいということもございまして、それに向けてこの9月の会議で管理者の議案を提案させていただいているんですが、そうしますと半年ぐらいということもございます。この半年の間に、先ほど商工観光課長から御説明のありました業務の内容について詰めながら、万全の体制で開館を迎えていきたいということが大前提としてあるということもございます。その上で内容を、先ほど御説明させていただいた審査委員会にお諮りをさせていただいて御決定をいただきまして、その中で非公募ということについて御承諾をいただいたというような内容でございます。そこは御理解をいただきたいと思っております。

その上で、先ほども申しましたが、観光協会がこれまでの取組も含めてやってきたことにつきまして十分にそれに耐え得るといふようなところの判断がございましたので、観光協会に指名をさせていただいたということもございます。

なお、もう一つ先ほどの件で申し上げさせていただきますと、指定管理の候補者として指名をさせていただきましたけれども、応募されますかということで観光協会さんに御連絡を差し上げたところ、応募しますということで提案がございました。それで、その内容というのも審査委員会でお諮りをさせていただいてそれで決定をしているというような内容でございます。ですので、当然に指定管理者でございますので、こちらが想定する業務の範囲内でどういったことを展開していただけるか、プラス自主事業といたしましてどういった展開ができるのかというようなことを提案していただいたということで、それに一定の配点をつけさせていただいて一定の点数を確保いただいたということで候補者として決定をしたというような内容でございます。

その予算的なもの、運営の指定管理料というものにつきましては、残念ながら実際に今運営している施設ではないので、現状としてこのぐらいかかっていますという表がないんです。これまでの指定管理ですと、町が直営をしていて一定のそういった運営に関する費用面等々を持ってまして、それに対して民間のメリットを發揮してくださいということが大前提になってくるということなんです。今回の施設につきましてはそこも含めて調整をしていかなければならないということもございましたので、これに公募によってそこに入ってくる業者さんと、さらにそこから詰めなければならないというのは、なかなかその難しさもあるんだろうということも確かでございます。

ですので、実際は来春に施設が出来上がって、実際に運営をしてみて初めて具体的な数字というのは出てくるんですが、とはいえ予算として必要になりますので、それは来年度の当初予算までに詳細は詰めさせていただきたいということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 工期って、この道の駅の工期、令和4年の4月工期ということは決まっていた。私も一般質問でさせていただきました。なぜ工期が令和4年の3月まで工期があるのに、ぎりぎりそこに開園しなければならない理由は何なのか。

それと、予算措置は新年度の予算でという課長の答弁でしたけれども、今ここで決めてしまうということは、それも含めた金額をここで議決になるという解釈になると。後づけですよ、予算というのは。だったら最初からこの道の駅に維持管理費として何千万円かかりますよと、これをお認め願いたいというような金額を出せると思うんですけども、出さなくてもいいという法的根拠を教えてください。

その観光協会さんの中身、一応法人になっております、一般社団法人南三陸町観光協会となっています。だから財務というもの、毎年の収支というものが出ていると思うんです。だからもちろん去年、その前、そういうものを過去3年分の収支決算、それらを出すべきでなかろうかなと思うんですけども、それも出ていないということは、本当に議会軽視にならないかなと。この紙切れだけでお認めくださいと出すのはあまりにもひどいと思うんですけども、その辺どのような考えでいるのか。再度お伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず経費面につきましては、詳細な詳しい金額までは、何度も言いますが、ちょっと今積算をしている途中だということは御理解をいただけますでしょうか。その上で指定管理料、予算として町が構える、支出が伴うのは来年度からになります。ですので予算としては来年度から発生するので、そこまでに詳細を詰めさせていただいて、その内容につきましては、また当初予算の段階で御議論をいただければと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、今回につきましては、公の施設の管理者を御決定いただくということでございまして、これまでの取組も含めてそこは十分御理解いただけるのかなと思うんですが、先ほど言いました4月以降に何で延ばしてはいけないのかという話なんですけど、工事自体が年度内に完了しますので、そこから準備期間を取れば十分に、1か月ぐらいの準備期間を持てば開館でき

るだろうということが当然想定されますし、そういったところを十分に機能として発揮していきたいというのが来年の4月にオープンをしたいということでございますので、そこも含めて御理解をいただきたいのと、だからこそ来年の当初予算でその分の予算を計上させていただいて進めさせていただきたいという内容でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） なぜ令和4年4月の開館にこだわるのかということなんです。その答弁が私には理解できないんですけども、それを終わって、例えば6月でも令和4年の夏まででもいいし、その間にちゃんと当初予算で取って、そしてやれば、開館ができるのではないかなと思います。何で令和4年3月末にこだわるのかという、そこが私は理解できないんです。開園は町でやることだから、遅れても指定管理は日割りとか月割りとか、そういうものの計算もありだと思えるんですけども、ぎりぎり何で今雲をつかむような、経費も出ていない中でぎりぎり取らなければならないかということです。当初予算に間に合わせて、それから予算を取って、そして執行していくべきだと思うんですけども、なぜ3月末に間に合わせなければならないのか、そこをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 課長、観光協会には財務内容とか何かという資料はあるんですか。出せないですか。（「協会さん自体は総会をされているので、財務状況は……」の声あり）それは出せないですか。（「私の手元に今ないです」の声あり）ないですか。どこにありますか。商工観光課にありますか。（「はい」の声あり）出せるの。（「出せます」の声あり）さっきから2回ほど言っているからね。その話が全然出ていないから。すぐ出せますか。コピーしなければならないですか。（「ちょっと過去何年分となると」の声あり）

暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

皆さんに資料配付になっていると思いますので、商工観光課長から説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは私から、今お手元にお配りいたしました観光協会の収支決算総括表につきまして説明をさせていただきます。

今お手元にお渡ししましたのは、令和元年度の財務諸表と令和2年度の財務諸表でございます。それで、表紙1ページ目が収支の決算の総括表となっておりますけれども、まず、令和元年度の財務諸表の収支決算総括表を見ていただければと思います。

まず、上の収入の部につきましては、観光協会の事業は多岐にわたっておりますので、一般事業会計と業務委託特別会計と自主事業会計、この3つの合計で説明したほうが分かりやすいのかなということで総括表を添付いたしました。

2ページ目、次のページが貸借対照表の全体事業分という意味で理解していただければと思います。要は、今言った3つの事業ごとに正味財産だったり、あとは収支計算書がそれぞれあるという部分を総括して説明するというところでございます。

まず、令和元年度の財務諸表の決算総括表の収入の部の合計でございます。収入の部の下から2段目の事業活動収入計AプラスBというところを見ていただければと思うんですけども、各種事業会計の合計が1億4,340万8,384円で、下の支出の部に入りまして、下から3段目の当期支出計DプラスBというのが支出が1億3,401万880円、差引きが939万7,504円という決算の総括となっているというところでございます。

同じく、令和2年度の収支決算の総括表の同じところを読み上げます。事業活動の収入の合計が1億1,502万389円、支出の部の下から3番目の支出、当期の支出計が1億684万9,805円、最下段の当期収支差額というところが817万584円ということで、令和元年度と2年度の財務諸表でございますけれども、いずれの会計も黒字というところでございます。

以上で終わります。

○議長（三浦清人君） それでは質疑を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これを見ますと、黒字となっております。ただいま課長から説明がありましたけれども、役場からたくさんの業務委託事業も行っております。昨年で言いますと、6,900万円ほど事業収入がございます。自主事業が4,500万円。半分以上は委託事業のほうが大きい結果となっております。800万円ほどの利益が出ております。ということは、この事業をしていくのに十分、36名の方たちの、この利益の分で賄っている、職員の分は賄っていると見えるわけなんですけれども、この審査の項目の中で、審査委員さんが何人いたか分からないんですけれども、非公募にした理由です。先ほどは開園に間に合わなかったからというんですけれども、最初からここ1社を審査委員会が指定管理にすることを選んだんでしょうから、選んだ理由の中に4番目の経費メリット、それから6番の人的能力、それから7番の自主事業の提案、所管課所定項目のこれが何であったのか、この辺をお伺いいたしま

す。

それと、道の駅を管理指定した場合、5人の職員が必要だと話されましたけれども、その根拠もお示し願います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、前段の部分は私のところからお答えさせていただきますが、経費的なシミュレーションということでございまして、当然に提案いただいたときに協会からそのシミュレーションを頂戴してございます。

当然、先ほどもちょっとお答えしたんですが、現況として運営をしている施設ではないので実額が出ていないので、それを基準にできないということは確かにあるんですが、その想定といたしまして前設置のときにも御説明させていただいたんですが、町としてこの施設運営に関して、今積算の中で年間の維持管理経費というのが大体3,000万円ぐらいかなと見込んであるということでございます。

それに対して、先ほど商工観光課長が答弁いたしました4万人近くの利用者、人の利用者があれば、それに収入、あとは金額を掛けていくんですけども、それと相殺しますと大体年間の指定管理料は数百万円から多くても1,000万円ぐらいかなと今試算をしているという状況でございます。よろしいでしょうか。かかる経費に対して入ってくる収入を見込んで、その差額となる、差額を指定管理料だとすれば、それが数百万円から1,000万円の範囲内だろうと計算をしているということでございます。

その金額につきましては、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、来年度の当初予算の際に改めて積算したものを計上させていただきますので、よろしくお願ひしたいという内容でございます。

それから、その人数につきましては、これも同じく町としてこの施設を設置して運営していくために必要な人数ということで想定した人数でございまして、当然施設ですので、施設を管理するトップに立たれる方と、実際にラーニングというプログラムが中心になってございますので、そのプログラムを運営する方々ということのスタッフを想定しまして、都合5人というような想定をしているということでございます。

当然管理者側とすると、来年の春にそこから指定管理がスタートしますので、実質的なプロモーションを含めて、施設を大きくPRして行って、その効果が現れるというのは多分その翌年度なんだろうなというふうにも想定してございます。ですので、経費面では相当というか、当初の部分と2年度の部分で動きは出てくるんだろうなということの想定は現在してお

りますが、なおその積算については、何度も申し上げて申し訳ございませんが、来年の当初予算まで鋭意精査してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 5人の根拠という部分に関しましては、先ほど千葉議員にもお答えをさせていただいたんですけれども、繰り返しになりますが、有料の入館者数を4万人弱と見込んでおります。当然無料の入館者もおりますので、もっと人は来るんでしょうけれども、プラス施設の大きさですとか、あとはそういった安全管理に関する動線と、あとは展示物、もろもろの業務を勘案いたしまして、当然コロナでありますとか繁忙期、閑散期がありますので、おおむね現状で5人程度であれば大丈夫ではないかという試算をしているというところです。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点お聞きしたく思います。

まず企画課長に、議案書の中で施設の名称を南三陸町東日本大震災伝承館という名称で議案書に書かれています、これを読まれた後に、311メモリアルという名称も口頭でおっしゃられたかと思えますけれども、この311メモリアルというのはもう正式な名前として捉えていいかどうか、そのあたり確認したく思います。

それから2点目が、商工観光課長にお聞きしたくと思いますが、スタッフが5名ということで運営すると。私もちょっと5名で大丈夫なのかなと疑問に思いました。この施設では伝承、ラーニングプログラムとか、そういったことが業務としてあるかと思えますけれども、5人は全て観光協会の人から採るのか、あるいは役場商工観光課から何名か派遣というか出向というか、するようなことになるのか。伝承とかそういったメニューになると、やっぱり日々語り部活動なんかをしている、そういった専門知識というか知識を持った人が必要ではないかなと思うんですけれども、そういった体制を今後どのようにしていくのかお聞きしたく思います。

それと、開館日が4月1日ということでしたけれども、4月1日というよりも、やっぱりここ南三陸町が注目されるのは3月11日ですよね。工事が間に合うかどうか微妙なところかとは思いますが、3週間ぐらいの違いかなと思います。もし工事が早く済むのであれば、何か3月11日に前倒しするか、あるいは工事が間に合わないのであれば、何かプレイベントというか、3月11日に何かちょっとしたイベントを行って情報発信をするべきではないかなということも思うわけですが、そのあたり何かどうでしょう、考えているのかどうか

お聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず1点目の、私が先ほど申し上げました名称なんですが、条例の第2条におきまして名称を規定させていただきまして、現在その名称が「南三陸311メモリアル」となっております。ちなみにこちらは公募によって決定をいただいているという内容でございます。

それから、人数の考え方、町からのという部分については、今後の検討課題なのかなと認識はしているところでございます。

それから、オープンの日付なんですが、現状は条例で来年の4月30日までの間に別途定めますという手続になっています。工事の工期自体が2月末ということになっていますので、そこから引き渡しを受けて、実際のオープンまでの間に、当然スタッフが実際に使う施設のオペレーションなんかのトレーニングもしなければいけないということになりますので、今後の推移にはなるんですが、今の予定ですと多分4月になるんだろうと見込んでいるという状況でございます。

なお、現時点でまだはっきりとは決まっていないんですが、本格的な開館前に町民の皆様向けにプレオープンのようなイベント等も今後考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 課長、5人はいいんだけど、その中に町の一般職員も派遣するような形になるのか、観光協会の職員だけかという質問なんです。そこを語ってください。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） その点については、5人のスタッフの中に町の職員もということについては、当然人事の配置の関係もございまして、今後の検討課題と受け止めさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 人事。では行くという可能性もあるということですかね。

倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 南三陸311メモリアルという名称で条例で定められたということですが、たしか公募で、まず町民向けに公募したけれども、余り、何と申しますか反応がよくなかったのかな。それでちょっと拡大して町外からも募集をかけたというような背景があったかと思えます。それで、町外からの応募がどれぐらいあってこの名前になったのか。そのあたりの数字的なところ、そして最終的にどういった手順で南三陸311メモリアルに決定をされたのか。そのあたりをお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 公募いたしまして、338名の方から480件の御応募を頂戴いたしまして、その中から当時道の駅の推進協議会の中で協議をしていただきまして、いろいろ勘案した上で、最終的に南三陸311メモリアルという候補案が決定されたという経緯でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 南三陸311メモリアルですけれども、仙台にも似た名前で「せんだい3.11メモリアル交流館」という名称の施設があります。何か紛らわしいというか、宮城県外から来られる方にとっては、県外の方にとってはちょっと紛らわしい、混乱しそうなことが想像されると思うんですけれども、それでも「311メモリアル」、この言葉にこだわると、これがいいと、しっかり来るというようなお考えなんですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 当時、やはり「3.11」と申し上げましたけれども、点はつかないです、数字の「311」という並びになっています、数字上はです。311という数字の並びが3月11日を想像させるので東日本大震災を後世に伝えるという意味をまず一つ持つということ、それから「メモリアル」という言葉自体が海外の方に対してもこの施設は何かということが伝わっていくんだろうというのが、当時の選定された理由のようでございます。

そういうことで採用させていただいて、これは条例で規定をさせていただきましたので、この名称でスタートさせていただくということでございますので御理解をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、同僚議員もお聞きしていた芸術家の方、ボルタンスキーさんの作品なんですけれども、当初そういった計画があったときに、今回この施設の目玉というかそういうのになるという答弁があったやに記憶しているんですけれども、今回作品が展示になればいいんですけれども、ならなかった場合に、条例で制定していた料金への影響は出るのか、出ないのか、その点を確認お願いしたいと思います。

あともう1点は、観光協会さんに委託ということなんですけれども、観光協会さんの今後なんですけれども、現在いろんな場所を間借り状態で運営というか、しているみたいなんですけど、本設みたいなのやつは検討になっているのかどうか。その点、委託先として確認させていただきます。

あと、募集に関してなんですけれども、非公募ということで前議員への説明で大体分かった

んですけども、その他の方法というのは、この場で言うのもなんなんですけれども、検討できなかったのか。ある程度競争というわけではないですけども、この内容が内容だけなんですけど、プロポーザルみたいなそういったやつができるような募集だと、よりよい伝承施設の運営にもなったのではないかという思いがあるものですから、そこを確認させていただきます。

あと、震災の伝承ということで、先ほどの前議員の質問にもあったんですけども、名称が「メモリアル」というそういう名称がつくものですから、何かこの事業運営において結構次年度に効果が出るというような、誘客とか宣伝、そういったやつをかけるようなイメージを受けたんですけども、あまりにも商売、商売にならないかというそういう懸念があるものですから、その点確認させていただきます。

あと、ランニングコストに関しては、大体2,500万円から3,000万円ということで分かったんですけども、そこでもう1点、肝心のランニングコストというんですか。プログラムを1回始まったら、それを半永久的に使うということではなく、絶えずというか、ある程度のサイクルで更新していくというそういう説明をいただいていたんですけども、始まる前からなんですけれども、その予定。例えば、今回5年委託するわけなんですけれども、5年は同じプログラムで行くとか、もしくはその途中で変えていくというか、バージョンアップというんですか、そういったやつをするというときには、そういった予算なんかはどういった形で見ているのか、確認させていただきたいと思います。

あと、有料の利用客が約4万人弱というそういう説明があったんですけども、無料の来場の方の試算はしていたのかどうか。その点だけ確認させていただきます。

あと、先ほど前議員にも聞かれてしまったんですけども、担当課と伝承館の現場の確認作業というんですか、そこをどのようにしていくのか。例えばプログラムを更新する際でも、片やプログラム更新だけを検討して、あと現場は現場で運営していくとなると、集客がよければ何も言うことはないんですけども、始まる前からこういうことは言いたくないんですけども、それなりの集客に落ち着くようだったら、お互いのこの責任のなすりつけというわけではないんですけども、やっているほうがさっぱりあいづしないから、おらほであいづなんだとかという、そういうことも懸念されると思いますので、そういったことの対処をどのように考えているか確認させていただきます。

あと、せっかく決算書をいただきましたので1つ確認なんですけど、これまで町として、私も再三確認してきたんですけども、委託事業が結構あるわけなんですけれども、これは全て

が町からということではないいんでしょうが、来年度から観光の誘致というんですか、そういったやつでも随分委託していたように記憶しているんですが、そういった部分が今回の伝承館の委託によって相殺というか、ある程度ダブるような部分があって、どちらか本来今までしていた交流関係の部分がどのような形で推移するのか、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 何点かございましたので、もし私の答弁で漏れたところは、それぞれ課長さん方にフォローしていただければと思います。

まず1点目の、いわゆるアートと言われる部分の関係なんですけれども、先ほども答弁させていただきましたとおり、現状は相手方とその推移について調整をさせていただいているということがございますので、その結果待ちということになるんですが、いずれ施設自体の仕組みが変わるわけではないので、現状として料金体系が変更になるということは、現状では想定はしていないということがございます。

ちなみに、料金につきましても条例のときに説明させていただきましたが、指定管理の施設に出すときには料金の枠組みを決めるという制度でございますので、言い方とすると、そのときも説明させていただいたんですが、上限額ということ条例上に規定をさせていただいているということがございます。

それから、募集の方法としてその他何かなかったのかということがございますが、一般的には公募ということになります。その別な方法として公募によらないということでイコール非公募ということになります。今回プロポーザルはというお話も先ほどあったんですが、既にこの内容というのは、やはりスタートに当たっては、一定程度町として意を持ってスタートさせたい施設でもあると思ってございますので、そこはその内容までの提案を求めるところまではしていないということがございますので、御理解を賜ればと思います。

それから、メモリアルという名称があって、いずれ商用的な扱いになっていくのではないのというような御意見でございましたが、きっかけはどうあれ、いずれこの地に赴いていただいて、その施設をきっかけに震災を再度御確認というか、訪れていただいて、当時のことに思いをはせていただいて、さらにラーニングプログラムを通しまして何か自分事として持ち帰っていただいて、日々の災害対策の一助になればということがスタートでございますので、基本はそういったところに傾注していきたいということになります。

当然にそのラーニングプログラムというのは、当初想定部分をずっと永遠にということではないでしょうし、当然ニーズも変わってくるでしょうし、いろいろなバリエーションという

のも必要になってくるかもしれません。ですので、現時点においても、経費積算の上で更新料的な料金というのも一定程度は見込んでいたというような内容でございます。

それから、そのプログラムの内容についてどうやって検証していくんだということですが、当然直接的な担当課は現状商工観光課を想定してございますが、当課と併せまして、先ほどもありましたとおり、指定管理者を毎年度、毎年度モニタリングということで、事業内容を確認していきますので、そういったところを通じまして内容と、その原因等も含めて、そこはチェックをしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 議員質問の中に観光協会の今後の本設場所はというお話がございました。現状、311メモリアル内の事務所というところを想定しているところでございます。

あと、これまで町として誘客等の委託事業が観光協会に行っているという中で、この施設ができることによって相殺できるかどうかという話だったと思うんですけども、当然このメモリアル、震災伝承館が誘客及び観光客に来ていただく起爆剤になるのかなという感じはしております。この施設ができることによって、当然周辺への施設への回遊という部分も期待しているところでございますので、そこは議員お話あったように、これまでの各種、それぞれのパンフレットという部分が相殺されて、集約できるところもあるのかなと考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 御質問の中で、無料の来館者の試算はあるのかということだったんですけども、無料の来館者だけを試算したものというわけではないんですけども、都市再生整備計画をつくった段階で5万人ということで見込んでいた人数がございまして、有料入館が4万人弱ということになりますので、差引きすると1万人程度ということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどの芸術作品なんですけれども、再度確認したいんですけども、私は、料金設定するときその部分も加味されていたのではないかと、そういう思いもしていたんですけども、そういったことは料金設定の際にアート作品は加味になっていなかったのか、その確認をお願いしたいと思います。なぜならば、それを見に来ただけの人もいるという、そういう答弁もあったように記憶しているものですから、確認をお願いしたいと思います。

あと、観光協会さんの本社というかそこを伝承館の中に設けるということは、事務所を、そうするとその事務所代というのは委託の中に入っているのか。35人いるので、5人の職員の分というか、そのところを、やはり幾ら、何というんですか、いろいろ神割とか委託している委託先として分ける必要はないのか。その点、確認させていただきたいと思います。

あと、募集に関してなんですけれども、開館というんですか、それまでに時間というかいとまがなかったという、そういう説明の部分が強かったんですけれども、やはり公募なりするべきだったのではないかと。今後どういった委託があるか分からないんですけれども、例えばまちおこし等で移住してきた方、有能な方たちが結構いますので、そういった方たちがワーカーズ・コレクティブみたいな感じで募集ができるという、そういう方向性もつけてあげべきだったのではないかという思いがしますので、今後の募集方法については、十分検討できるかどうか、伺いたいと思います。

あと、伝承施設の名前からして商売、商売にならないかというあれなんですけれども、やはり伝承の大切さはあるんでしょうけれども、すぐ近くに祈念公園もありますので、その兼ね合いというか、むやみやたらに商売、商売して宣伝その他すると、集客が思うようであればいいんですけれども、町民の方たちからは一体型としてある民設民営の施設のただの宣伝に終わるのではないかという、そういうことも懸念されると思いますので、そのところは十分留意していただきたいと思います。

あと、ランニングコストというか、それは現時点で更新料とかはどのような形で考えているのか。将来的にはプログラムも、私は委託する必要がある、状況によってなんですけれども、そうする必要もあると思うんですが、そういったことは今後、始まる前からこういうことを言うのもなんなんですけれども、十分協議というか検討する必要があると思うんですが、そのところのお考えを伺いたいと思います。

あと、担当課と現場の確認作業なんですけれども、モニタリングというそういう言葉があったんですが、やはりここは、この前の流用ではないんですけれども、現場の確認を密にして事業を進めていくことが大切だと思うんですが、私も前議員と同じように、ある一定期間は出向みたいにして、共にスタート時のあれを確認していくという必要もあるのではないかと思いますので、その点さらに確認させていただきます。

あと、委託事業における広報、宣伝の部分は、十分、ダブる分はどちらか分で相殺というか、よりよい効果が出るような形で検討できるのか、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1点目の入館料と言われる料金の部分なのですが、これにつきましては、有料とするエリア、スペースに対する入場料でございますので、作品の内容ではないということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、募集の在り方につきましては、確かに原則公募としていくということが基本だと思われま。今回は5年間という期間を設定させていただくんですけども、その先は公募というのも当然にあり得ると思っております。ただ今回は、先ほど申しましたとおり、来春にやっぱり確実にオープンを迎えていくと、そこをしっかりとっていくということが必要という部分もございましたのでこういう形を取らせていただいたということでございますので、御理解を賜ればと思ひます。

それから、いわゆるラーニングプログラムについて、これも先ほど言いましたように、やはり町として一定の思いを持ってスタートさせる施設でございますので、やはり一定期間はその準備というのも町として、していく必要性は十分あるんだろうなと考えてございます。

ただ、当然公の施設を指定管理に出すということは、民間のノウハウを生かしたメリットも出していただくという部分もございませので、将来的にはそちらのほうのプログラムということで展開できるようになっていくのが一番いいのかなというふうには考えているところでございます。

それから、モニタリングチェック機能につきましては、今後十分に意を用いてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 最後に質問がございましたこれまでの誘客の広報、宣伝についての相殺できるのではないかという部分ですけども、確かに今まで説明いたしましたとおり民間企業にやっていただく話ですので、そこは旅行会社等との太いパイプだったり、あとはこれまでの事業実績等もございませ。そういった意味で、伝承館だけではなくてその他のこれまで町として誘客の広報をしていた部分に関しましては、併せてアナウンスだったりというところは、このメモリアルが完成することによって一括でできるのかなという部分はあると思ひますので、そこは経費等の削減にもつながっていくのかなと考えております。（「議長、もう1点だけ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後に1点だけ。芸術作品にこだわるわけではないんですけども、私が伺ったのは、たしか有料のところを置くと、無料のところでしたか。無料のところ

だったら下にあるウサギさんみたいに料金にはあれだと思いうんですけれども、それこそある程度のお金を見てする芸術作品、それが有料のエリアに入っていて、なおかつ説明のときにはある程度、集客の目玉とは言わないですけれども、すごい芸術的な価値があるものだというを確認していたので、そこのところで有料の部分に芸術作品を置ければいいんですけれども、同等の、バンクシーでしたか、いろんな芸術家がいるんですけれども、そういった方を置ければいいんですけれども、そこの部分の確認なんです。有料の部分で芸術作品があって、それによって料金をある程度見たという部分があったか、なかったかの確認でよろしいです。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 議員がおっしゃられるとおりアート作品について、今回は有料エリアに置かれる方ということにはなるんですけれども、それによって一概に料金の多寡を決めたということではなくて、先ほども言いましたとおり全体的な維持管理料も含め、それから入館者数も含めて総合的に判断をして御負担いただくところの上限の枠を決めさせていただいたということですので御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 幾つかお伺いしたいと思います。

そもそも指定管理に出していい状態なのかというところが少し心配です。先ほどの質疑の中で様々、来春確実にオープンしたいのというようなお話もありました。その言葉が多過ぎると、では今はうまくいっていないのだろうかと不安になります。展示作品というか展示物、それからアート、それから目玉。私目玉はこちらのほうだと思いうんです、アートではなくてラーニングプログラムのほうが目玉だと思いうんですけれども、ラーニングプログラム。それぞれに対して、よしこれで行こうという町としての方向性がしっかり定まっているのかということをお聞きしたいんです。民間が管理運営する指定管理だよといったって町の施設には変わらないわけですから、そこはちゃんと責任を持ってやる必要があると思いますので、その方向性です。具体的に言えば、ラーニングプログラム、ちゃんとできているんですか、物は。何本か用意するという話だったと思いうんですけれども、それをまずお伺いしたい。

同じような話ですけれども、一方で町として責任を持つという意図を強くそこに入れるということは大事だと思いうんです。同時に、町民も無関係であってはいけない施設だろうと思いうんです。道の駅の一部ですから外部の方はある程度、黙っていてもというに変ですけれども、一定程度入ってくるんだろうと思いうんですが、それを町民が、何というか、冷ややかに見る

というか、外の方がよく行きますね、地元の方は行かないけれどもという施設であっては困るという話は、今までも再三させていただいたと思うんですけども、そこを誇れるものであるために、今回の指定管理が本当に有効なのかどうかということをお伺いしたい。

この2点、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まさに議員御質問の部分がこの施設の肝になってくるということでございまして、その中でも一番重要になるのがラーニングプログラムの部分であるということとございまして。これまでラーニングプログラムといっても、何というんでしょう、いわゆる学習的に何かをお伝えするというのではなくて、町民の皆様がこの東日本大震災を通して経験したこと、そこから得たもの、きちんとそこから得られるものを皆さんにお伝えすることによってラーニングというところにつなげていきたいというのがスタートということになります。特に、中身は映像をメインにしたプログラム仕立てになりますので、これまで様々町民の皆様取材をお願いして、そういう素材集めをしてきたというところとございまして、昨年あたりから当然コロナの影響があってなかなか接触できないという期間があったのも確かでございますが、今その部分について最終的なまとめの部分に入ってきているということとございまして、オープンには確実に間に合うようなスタイルを今考えているということとございまして。

それから、外向けのプログラムなのかということになりますと、当然施設自体のコンセプトはそうではないという部分もありまして、そこにはちゃんと力を入れていかなければならないということになります。特に今回、指定管理者として提案している団体も、強みとして、やはり町内の皆さんとそこをつなぐことができいくというようなことを提案いただいているところとございまして、しっかりそこも機能していただくということが重要なのかなと思っています。特に当該団体につきましては、その構成団体というのは町内の事業者さんでもあるということとございまして、この震災からの10年間でそういったところを、外の皆さんと町民の皆さんをつなぐですとか、町民の皆さんをその施設に誘客するようなことも今後考えていくということとございまして、一番最初に、ちょっとお待ちください、施設の存在意義や価値を発信しながら、地域の未来をつくっていくということに趣を置いて施設運営をしていきたいということとございまして、まさに我々もそういうところにしっかりと意識を持ってこの施設の運営に当たっていきたいと考えてございまして。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 地域の未来ということ、光のようなものをしっかり見て見据えるということだと思います。

2つほど細かなことを聞きたいんですが、ラーニングプログラムを含め、その中で展示、今町外の方と町内の方のどちらも大切ですよという話を分けてお話ししましたが、間ぐらいにボランティアさんというのがいると思うんです、私個人的には。震災後からたくさんの方々に御協力をいただいて、その方々もきっと来たいでしょうし、その方々のことを大切に発信する場でもあるし、その方々へありがとうと伝える場でもあると思うんです。具体的にどういう展示、その内容の中にボランティアさんというのはしっかり位置づけられているのかどうかということをも1つだけお伺いしたい。

それともう一つはアート作品、先ほどから高名な芸術家の方の作品が取り沙汰されていますけれども、今マチドマにウサギがございます。あのウサギの正式名称というのはあるんでしょうか。何と呼んだらいいのか困るんですけども、あれはウサギと呼んでいいんですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 全体の中を歩いていく中に、いわゆる展示に関わる部分も当然ございますし、そういった部分で、これまで東日本大震災以降にいろいろと御支援を頂戴したボランティアの皆さんのそういった功績についても触れていく必要があるんだろうと認識してございますし、特にゾーニングとして震災の至るところから始まって、何かをそこから学んでいただいて、そして未来に向かって新たな希望を持ち帰っていただきたいというのが施設全体の流れでもありますので、やはりスタートのときに、我々がどうやって皆さんからの御協力で立ち上がったのかという部分についても、しっかりと皆さんに届くような仕掛けづくりというのは考えてまいりたいと思っております。

それで、現状我々もウサギと呼ばせていただいているのが正直なところなんです、いずれ展示までにはその辺の整理をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この議案第29号については、指定管理者となり得る法人の収支決算書については多額の黒字のようですが、道の駅計画の内容が不明瞭であります。かつまた、整備計画が令和4年2月と遅れています。この開園が令和4年3月までを予定とするには無理が

あります。維持管理費に多額の管理費がかかり、この額を支出するとなると、町民の不安をかき立てる要因にもなりますので、この29号には反対いたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 私は賛成の討論の立場から申し上げます。

今度できるメモリアルホールですけれども、やはりこれまで南三陸町の中で観光産業の最先端の事務を扱ってきました観光協会が担うことは、これは避けて通れない、絶対やらなければいけないものだと考えております。これからの町の発展も、今までの様々な苦労が基礎となっておりますので、必ずしもいろいろな問題があるということではございませんので、私は観光協会が担うことには賛成をいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は、29号に反対の立場で討論させていただきます。

観光協会について、先ほどいろいろ私も聞きましたが、観光協会にこれまで6,900万円とか、あとは神割崎キャンプ場、その中で成功しているのは確かに私も認めます。そして、今法人の決算が上がってきてプラスだと。

それで、一番の問題はやっぱり非公開公募。これが私は一番の問題だと思います。私も以前は町のプロポーザルに参加したことがあるんですけども、そこで企業個人のアピールとか、あとは金額とか、その辺というのは一番重要だと思うんです。そういったことを検討しないままに観光協会ありき、これでは町の観光協会、もう一体でここしかないというような考え方がないのかなと私には見えます。観光協会と同等の技術とか技能とかを持っているのは、ホテルというのはやっぱり人もたくさん抱えていますし、語り部もやっています。そういったことから、やっぱり公募型の管理委託をしたほうが私はいいと思いますので、今回の町の29号議案に関しては反対いたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

様々な観点を議員の皆様はお持ちだと思いますけれども、審査委員会による審査は既に通過しておりまして、公の施設の指定管理者としてふさわしいかどうかということを見極めることが今議会に求められていることだろうと思います。

となれば、大切なのは何のための施設なのかということについて思いを巡らせることだろうと。震災伝承の要は、もう二度と悲劇を繰り返さないということだと思います。そのために

町民の体験、経験を伝えて、数多くの気づきを生み出していく。そのために町民が多く集い、町外から多くの学びたい人たちが足を運ぶ施設になることというのが一番求められていることだろうと思います。

そこには2つ重要なことがあります。外から人を呼ぶ集客の能力。それと、地元町民の皆さんとのつながり。この2つだと思います。そのどちらも観光協会にはあります。若いスタッフが多く、常に前線で汗をかいています。コロナに負けず、日々情報発信をしています。御自身が被災された方も多いです。そんな中で業務に当たる姿を見て、地域の方々とのパイプも多く太いものがあると思います。

そもそもこの施設を町外に拠点がある団体に任せることというのは、私は考えられません。一般的な観光とは少し目的の違う施設ではありますがけれども、震災の教訓の発信、そしてそこから復興の途上で私たちが見てきた光を、見つけてきた光を、多くの人たちに見てもらふ施設にするために、この町のまさにその光を見る、観光を担ってきた団体に任せるべきだろうと考えますので、私は賛成といたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第11号 教育委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第10、同意第11号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第11号教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員小畑政敏氏の任期が本年11月18日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を本年11月19日からの4年を任期として教育委員会委員に任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

小畑氏は平成25年11月から教育委員会委員として御尽力賜り、その高い識見と温厚明朗で高

潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えますので、よろしく御審議の上御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、同意第11号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（三浦清人君） 日程第11、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員錦部照夫氏の任期が本年12月31日をもって満了することに伴い、その後任の候補者として菅原健治氏を推薦することについて、議会に意見を求めるものであります。

菅原氏は令和2年3月まで気仙沼本吉地域広域行政事務組合の消防職員として在職し、本町の安全安心の確保に御尽力いただいたほか、南三陸町PTA連合会の会長を務められるなど、学校教育、社会教育の振興にも寄与されました。卓越した識見を有し、人権擁護活動にも理解がある方であることから適任と思われますので、よろしく御審議の上御意見賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。議会として菅原健治氏を人権擁護委員の候補者として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議会として菅原健治氏を人権擁護委員の候補者として推薦することに異議ない旨回答することに決しました。

お諮りいたします。

本日は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明14日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時16分 延会